

議会基本条例策定代表者会議

○平成26年11月19日（水曜日）

場 所 第一会議室

出席議員 15名

座 長 森 戸 洋 子 議員
副 座 長 宮 下 誠 議員
中山 克 己 議員
鈴木 成 夫 議員
片 山 薫 議員
渡 辺 ふき子 議員
斎 藤 康 夫 議員
水 上 洋 志 議員
板 倉 真 也 議員

湯 沢 綾 子 議員
白 井 亨 議員
林 倫 子 議員
小 林 正 樹 議員
百 瀬 和 浩 議員
五十嵐 京 子 議員

欠席議員 0名

事務局職員出席者

議会事務局次長 飯 田 治 子
庶務調査係 前 坂 悟 史

庶務調査係長 清 水 伸 悟

午前10時開会

○森戸座長 おはようございます。小金井市議会基本条例策定代表者会議、第23回を開催いたします。

お手元に次第がありますので、順次協議を進めてまいります。

まず、第1番目に、11月5日に全員協議会の開催要件、市長報告を行うに当たっての全員協議会の開催要件について持ち帰っていただいた会派が、ご回答をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木議員 前回も非常に長時間、議論をしたわけですが、やはり、ハンドブックの34ページの、会派代表者会議の開催の要件として、2会派以上が欠席した場合は成立しないという、この申し合わせ事項が改めて確認されたということで、これがある以上は、この会派代表者会議の開催要件を設けること自体、あまり意味がないのではないかと

なということで、従前どおり、議長一任という形でよろしいのではないかとということでもあります。

○森戸座長 ということは、何分の1以上の要求があればということとは関係なく、議長一任ということですね。

ちょっと休憩します。

午前10時01分休憩

午前10時53分開議

○森戸座長 再開いたします。

今、全員協議会の項の第2項と第3項について議論してきました。民主党がおっしゃるように、議長判断でいいということになれば、これは、これまでどおりということになり、それは非公式で議員が全員協議会の開催請求をするということになります。

先ほど、次長からも説明を協議会でいただきましたが、非公式のものを条文化するというように

はならないということになりますので、そうなりますと、この第2項と第3項は削除するということになるということでもあります。

したがって、各会派、持ち帰っていただきまして、この第2項、第3項を削除することで良いかどうかということですね。

それと、2点目は、削除することになると、では、第1項はどうするのかということになってきますので、その点も、そうすると、全員協議会という項目は全て削除する、会議規則に委ねるということになります。その点も、併せて持ち帰っていただければと思います。

先ほど、協議会でも申し上げましたが、全員協議会については、たたき台を作る過程の中でも、全会派が一致して議員が請求する場合もあるということは公式化していこうということで、一致してきたと思います。もちろん、いろいろなご意見はありますけれども、大枠は一応したということでもあります。その点、4年間、議論を重ねておりますので、是非、何らかの前向きな結論を持っていただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしいでしょうか。

では、全員協議会の問題については、現時点では終了いたします。

続きまして、研修会についてであります。この研修会は、初当選議員にするか、全議員にするかということですね。そういうことで持ち帰っていただいているんですか。（「講師については」と呼ぶ者あり）講師ですね。四者がやるか、事務局が行うか。それぞれ、ご回答いただけますでしょうか。

○中山議員 様々な意見があったんですが、改選ごとに、新人議員を含む全議員で研修会に参加することで、歩み寄るということで、講師は議長、議員が務めるということで落ち着きました。

○森戸座長 議長、議員ですね。

では、共産党。

○水上議員 研修対象は全議員で、講師については、議会の条例なので、正副議長、または正副議会運営委員長ということでもいいのではないかと思います。

○森戸座長 公明党。

○小林議員 公明党は、全議員が参加対象であります。講師については、読み合わせ程度の内容を考えておりますので、前議長、議会運営委員長でもいいんですが、事務局でも対応可能かなと考えています。

○森戸座長 それでは、みんなの党。

○百瀬議員 研修対象については全議員ということで、講師につきましては、正副議長及び正副議会運営委員長ということで。

○森戸座長 生活者ネットワーク。

○林議員 対象は全議員で、講師については、正副議長、正副議会運営委員長でいいと思っております。

○森戸座長 改革連合。

○五十嵐議員 基本的には、必要に応じた研修だけでいいと思います。研修は、基本的には新人議員だけでいいんじゃないかと思っているんですね。ただ、全議員でやることも反対はしないと。だけど、全議員でやる場合は、検証という作業も一緒にやるというのが基本的な考え方で、検証を、1年目、2年目、3年目、4年目というどの場面でやるかというときに、2年目、3年目という意見もあるんですけども、新人議員の方は、基本的には前の4年間を経験した方が入るわけですから、その前の4年間の検証をそこでできるということで、要するに、全議員が対象の研修でいいんですけれども、その場合は検証も兼ねて行うというようにするのが合理的かなと思っているんです。

○森戸座長 では、市民自治。

○片山議員 研修については、是非、新人議員だけではなく、全議員がよろしいかと思います。今、

五十嵐議員がおっしゃったように、検証を兼ねてということなんです、多分、その研修をするなかで、いろいろな質疑をしながらということで、多少、そういう要素は入ってくるのかなというような気はします。

講師については、正副議長、正副議会運営委員長の中で、四者で協議して、別に全員ということではなくてもよろしいかと思えますけれども、協議していただきながら決めていただけたらと思います。

○森戸座長　こがねい市民会議。

○斎藤議員　対象議員は初当選議員及び希望する議員。講師に関しては、正副議長及び議会運営委員会の正副委員長で協議していただく。どちらも、絶対それでなければいけないということではなくて、研修の条文が入るのであれば、それで賛成しますので、全議員を対象にすることも可能ですし、講師として事務局の力をお借りするというのも否定はしません。ただ、希望とすれば、先ほど言ったことが優先で、その後のことに妥協するということになります。

○森戸座長　市議会民主党。

○鈴木議員　まずは、全員でやってみたらどうかと思います。回数を重ねる中で、また、この対象については協議していただくということでもいいのかなと思っているのが一つです。

それと、誰が講師かということですが、これは、正副議長で、四役も含めてですけれども、行っていただくのがいいのかなという、皆さんの意見と同じです。

○森戸座長　ありがとうございます。失礼いたします。

小金井をおもしろくする会。

○白井議員　私は、初当選議員だけでいいと思っていますが、そこはこだわりませんので、全議員ということは、初当選議員が入るので、そこはこだわりませんので、一致するところでいいと思

ます。

講師については、四者で協議をして、全員でやるのか、誰かがやるのか、その辺は協議した上でということで、特に、絶対誰がやらないといけないということはないんですけれども、基本的には議員がやるということで。

○森戸座長　分かりました。

大体、講師は正副議長、議員が行うということと一致したかなと思えて、正副議長、議会運営委員会の委員長の四者でということでもいいですか。（「協議して」と呼ぶ者あり）誰が行うか協議して決めると。では、それはオーケーです。

対象なんです、ちょっとニュアンスが違っている方が何人かいらっしやまして、改革連合が、全議員も反対しないと。ただ、行うとしたら検証も一緒にやっってはどうかということですね。斎藤議員は、新人議員と希望する議員、全議員とはならない。

○斎藤議員　ですから、今、申し上げたように、強くではなくて、私の希望はそうですけれども、全体が一致するのであれば、全議員ということでも。

○森戸座長　分かりました。すみません、ちょっと聞き漏らして。

そうしますと、反対はしないという、改革連合なんです。はい、分かりました。では、全議員でということよろしいですか。

ありがとうございます。ようやくまとまりました。

では、研修会は全議員でということになります。

そうすると、条文を見ていただきたいんですが、第2班の方に作っていただいた条文なんです。これは、初当選議員向けの研修とあるんですが、これは削除することになりますよね。第23条については、そうしますと、今日、配っていただいている部分に載っています。今日、お配りしてある第7章の、本条例に関する自己研鑽、研修、検証

のところの第22条、初当選議員向けの研修。この、初当選向けというのを削除して、本条例の研修、みたいになるんですかね。この条文は、今、いただきましたので、本条例の研修になるのか、正副座長で精査させていただいてよろしいですか。これは、第1班で精査することになるんですか。なので、第1班で条文の精査を、よろしいですか。条文というか、第22条の題名ですね。本条例の研修と言うのか、どのような言い回しにしたら一番しっくりくるのか、そこは第1班で。

○白井議員 そのタイトルについてなんですけれども、初当選議員向けの研修ではなくて、本条例の研修でも良いんですが、せっかくですので、理念の共有、目的はそれだと私は思っています。形は研修であるので。意見だけ投げて逃げていいのか分かりませんが。

○森戸座長 分かりました。本条例の理念の共有。理念の共有だけだと、ちょっと分かりづらんですけど、本条例の理念の共有というご提案もありましたので、それも含めてご検討いただいてよろしいですか。よろしくお願いたします。

続きまして、検証ですね。検証について。これは、必要に応じてか、定期的検証かということで、どのようにするかということだったんですが、前回、両方かなというのが全体的な意見だったかなと思いますが、それぞれ、ご意見いただければと思います。中山議員、自民党からお願いします。

○中山議員 我々は、定期的な検証というところは入っていなかったんですが、歩み寄りの方向で持ち帰りまして、定期的検証を行う方向で条例文に盛り込むことにつきましては合意がとれました。

○森戸座長 共産党。

○水上議員 共産党は両方で。

○森戸座長 両方、定期的検証と必要に応じて。自民党も、必要に応じてを拒否はしていらっやらないですね。

続きまして、公明党。

○小林議員 うちも両方ということになるか思います。

○森戸座長 民主党。両方で。

みんなの党。

○百瀬議員 必要に応じた検証並びに定期的な検証、両方です。

○森戸座長 生活者ネットワーク。

○林議員 定期的な検証と必要に応じて。必要に応じての検証は、多分、2項がそれを言っていると思うので、両方をやっていただくということで、文言に関しては、必要に応じてが入っても入らなくても、そこは大勢に従います。

○森戸座長 改革連合。

○五十嵐議員 必要に応じて、検証は当然、あるべきだろうと思いますが、定期的な検証に関しては、先ほどの意見と同じでございますので。

○森戸座長 市民自治。

○片山議員 両方ということをお願いします。

○森戸座長 こがねい市民会議。

○斎藤議員 私どもも両方必要だと思います。

○森戸座長 小金井をおもしろくする会。

○白井議員 かねてから言っているように、両方必要だと思います。

○森戸座長 ありがとうございます。

それでは、これも一致いたしましたので、そうしますと、条文としては、先ほどもちょっとありましたけれども、案2の方でまとめて、逐条解説の方で両方を入れ込むということになるかなと思いますが、よろしいでしょうか。正副座長案で、条例の検証等ということで、第1項、第2項と入っていますが、議会は、この条例の目的が達成されているか否かを議会運営委員会において検証するものとする。2、前項の検証の結果に基づき、適切な措置を速やかに講ずるものとするということによろしいでしょうか。

それで、問題は、ちょっと検証の時期はいろいろ意見があるかなと思っています。2年間やって

3年目でということもありましたし、それから、今日、五十嵐委員からは、新たな提案として、4年間終わった後の最初の研修の中で検証してはどうかというご意見もありました。この辺りは、議論しておいた方がいいかなと思うんですが、いかがですか。

ただ、ちょっと新しい提案もあるので、今日は持ち帰るかどうかなんですけれども。

○斎藤議員 研修は、全議員が研修対象となったんですけれども、そこで検証作業をするとなると、初当選議員は、その意味合いというのはなかなか分かりづらいのではないかなと思うんです。条文をただただ研修するというのは、この条例以外にもたくさん勉強しなくてはいけないことがあるんですが、実際、議会で体験してみて、その条例についてどう考えるかという自分の考えが生まれてくるのであって、初当選してきて、すぐに、条文だけではない、その中身について検証作業をされても、恐らく、初当選の議員の方は分からない。それよりも、いわゆる一般的な研修を受けた方が身になるのではないかなと思います。

それと、1回の会議で検証が終わるということは絶対にあり得ないんですから、これは点でやるのではなくて、やはり、帯でやらないと、複数回やらないと、検証作業というのは終わらないと思いますので、やはり、私は2年、2サイクル経験した後で、3年目辺りに検証するというのが妥当ではないかなと思っています。

○五十嵐議員 検証作業のイメージをどのように持つかということで、多分、違ってくるのかなと思うんですけれども、条文を一からずっと見ていく中で、例えば、ワークシートみたいなものがあるとしたら、この条文はこのままで大丈夫みたいな、特に手直しとかする必要がないというところも、結構出てくると思うんですね。だから、新人、新しい議会が始まったときに、新人の方は、そうやって説明を受けて勉強するんでしょうけれど、

でも、その前に経験している人たちは、やはり、そういう目で、変な話だけど、このままでいいか、もう一回、ちょっと議論する必要があるとか、そういうチェックをしていって、それで、必要があるというところに関しては、要するに、必要に応じてということになるわけだから、次の議会運営委員会に申し送っていくみたいな、そういう作業をちょっとイメージしたんですね。

だから、検証という作業が、例えば、一つひとつ洗い出して、例えば、2年たったり、3年たつたときに、これはどうでしょうか、あれはどうでしょうかとお互いに議論しながらやっていくということになると、新人議員の研修とは一緒にはならないかもしれないんですけれども、それも大変なのではないかなという思いもあって、1回聞きながら、経験のある目でチェックしてくださいよというのはできるのではないかなと思ったんです。

それと、もう一つは、ただ条文をずっと聞いているよりも、初めて議員になった人にとっても、ちょっとこういうところが問題だったという議論がある方が、余計、理解が進むという可能性もあるかなという思いもありまして、だから、どういう検証をするかによって、できるかどうかというのは違ってくるかなとは思っております。

○白井議員 私は、斎藤議員と同じで、ずっと2年、半分やって、そこから3年目に検証したらどうかなというのはずっと思っているんですけれども、その理由としては、さっき斎藤議員も述べられましたけれども、基本的に、検証というのは、ドゥーした後のチェックなんですね。だから、ドゥーをしていないのにチェックできないんですよ。確かに、大半の方々は再選されます。かどうか分かりませんが、前回の選挙からすると、確か6人入れ替わったんですか。4分の1入れ替わったんですけれども、それ以外の4分の3の方々はいらっしゃるわけだから、当然、前期の議会を踏まえて検証するというのは分かるんですけれど

も、仮に、これが半分入れ替わるみたいな事態になったときに、検証できるのかということもありますから、いずれにしても、4年で任期というのは決まっているわけですから、その中で、ある意味、完結できる部分はするし、その4年でスパンを捉えるというのは、感覚としては必要かと思っているんですね。

だから、初当選議員も含めて、自分なりにドゥー、経験してみて、そこで気づいたことを、何らかの意見として言うためには、やはり、2年ぐらいやってみないとそういう意見も出せないし、何よりも、その4年間の中で、ひととおり行動を起こしてから、その後の検証、チェックだと私は思っていますので、どういうやり方をするにしても、そういう考えで言うと、やった後でしょうねと。仮に、2年ではなくてというのであれば、もう、4年やり切る段階でやるというのも手としてはあります。ただ、選挙等々忙しいこともあるので、落とすどころとしては、やはり、3年目にやるというのが、一番きれいな形だと思います。

○板倉議員 ちょっと、ここでの議論の整理をお願いしたいと思っていて、五十嵐議員から先ほど、議員研修のときに併せて検証も行ってはどうかというご意見がありました。座長案の方は、議会運営委員会において検証するものになっていますね。私は、初当選議員を含めて、全議員対象の研修のときに、4年間なり何年間なり議員を経験されている方もいるわけですから、そこで、四者が協議した方が説明をするときに、説明を受けながら、この部分は実態と合っていない、あるいは、この部分は条文を見直した方がいいんじゃないかということ、研修という場は自分なりに感じていく場になるだろうと思っているんです。そこで検証を始めてしまうと、こういう議会の場がまた始まるんじゃないかという思いもあるんです。だから、最終的には、議会運営委員会で、それぞれの会派が感じているものを持ち寄って検証しないと、多

分、やっていけないだろうと思っています。そういうまとめ方にした方がいいんじゃないかということなんです。

あとは、定期的というところを、白井委員が言われるように、2年たってやるのかというのは、また別問題のことだと思っているんです。そういう整理の仕方をしないと、ちょっとごちゃまぜの議論が始まると厳しいなと思います。

○森戸座長 まあ、五十嵐議員の新しい提起なので……。

○渡辺（ふ）議員 今、五十嵐委員から新しい提案があったんですけども、やはり、4年間やってきて、次のときに必ず帰ってくるかどうかという補償はないわけで、でも、4年間の中に、こういうのだたらいいのになというのが大きくなっている方もいると思うので、どうせやるなら、そういうものが実質、反映できるような検証の方が現実的ではないかと思います。

もし、新人議員と一緒にやるとなると、それぞれチェックで、できました、できませんぐらいのところになってしまうと思うので、どうせなら、それがきちんとした形で反映できるような検証の仕方がいいのかなと思っていて、ですから、あまり時間をかけて全部見直すような検証というのは、4年間で毎回やる必要はないと思うんですが、それは、随時というか、必要に応じてという方に入るのかなと思っていて、ただ、全体の検証というのは、チェックリストのチェックぐらいのことはできるのかなと思っているので、あくまでも、新人研修とは別にした方がいいのかなと思います。

○森戸座長 ほかに、いかがですか。

新しい提案がありまして、ただ、全体は2年やってみて、3年目でという話なんですね。その辺りでいかがでしょうか。

○五十嵐議員 別に、そんなに強くこだわっているわけではないんですけども、ただ、2年やって、3年目で議会運営委員会の中で一から洗い出

すという作業も、結構大変な時間と労力を要するかなど。私が委員になるかとか、そういうことは別にして、議会改革を片方でやったりしていると、結構な作業量になっていくかなどということがあって、合理的にするにはどうしたらいいかなどということを、ちょっと考えたものですから、そのようなことを言っているのです、あまり、そんなにこだわっているわけではないんです。ただ、基本的には、私は、検証は4年目かなどちょっと思っただけです。4年目というのは、次をやろうという人にとっては大変かなどという思いもあったので、そうしたら、研修と一緒にやっても合理的かなどということで、できるだけ時間と労力を効率的にやる方法を考えた方法としてそう思ったので提案してみただけですけども、そんなに強くこだわっているわけではございません。

○片山議員 ちょっと、その3年目というのが全体的な意見というまとめ方になってしまったので、私はそうではなくて、できれば、2年ごとがいいかなどと思っています。2年で、議員の任期も変わってくるということもありますので、2年目の最後の方でやる、4年目も最後であると。選挙がある、ないということはあるかもしれませんが、それは、どのようなチェック項目にしていくかとか、そのやり方によると思うんですが、ある種、全体を見直すということをやりながら、議会運営全体を見るきっかけになると思いますので、議会運営委員会の中でやるのであれば、あまり大変な形でやると考えずにやれる方法を考えながら、2年ごとということ、一応、念頭に入れてもよろしいのではないかと思います。

○森戸座長 すみません、私は、4年間で1回かなどということで一致したと思っていたんですが、それは一致していないわけですね。今、片山議員は、4年間で2回はやろうという話でしたよね。
(不規則発言あり) 1年ごと。生活者ネットワークは、(不規則発言あり) 毎年できるはず。

○白井議員 私も、毎年と、もともとと言っていたので、ただ、一致しないのは分かっているから、せめて4年に1回、任期中に1回はという話にして、それで、皆さんにご理解を頂いたと思っていました。

○森戸座長 そうですね。

○鈴木議員 まあ、歩み寄りの議論ということもあると思うんですけども、多分、必要に応じて、この議会基本条例に従って様々な動きが出たという、これは前にもお話ししたかもしれないけれども、いろいろなことが起こったときに、対応を迫られるという状況も出てきますよね。そういう意味では、今、白井議員が言ったような、常に見直しは必要になってくるかなどということもあるんです。それが、どういったものが出てくるのかも、まだ行動していないので、チェックしようがないという話ももっともだなと思っています、だけど、最低限、4年に1回は必要だなということで今、落ち着いているような、そういう認識だったんです。

必要に迫られて、きっと、何か検討しなければいけないことが出てくると思うんです。そこは担保しつつ、最低、4年に1回という形で合意できればいいのかなど、個人的にはそう考えています。

○片山議員 私は、そんなに強く推しているわけではなく、根本的な考え方を言っているんですけども、この定期的か、必要に応じてかという、その議論のところでようやく一致したような形かと、両方ということで、皆さん、ご意見が一致しているところだと思いますので、その中で、そんなに強く推すわけではありません。できるところからやっていったらいいとは思っています。

ただ、2年やって、その次の3年目という話が出てきたものですから、であれば、やはり、2年間で任期が変わるところであれば、2年ごとの最後かなど思っただけということですね。ですので、ちょっと、その、3年目なのか、あるいは4年目

の最後なのかというところについては、ちょっと検討したいなと思っています。

○森戸座長 それで、すみません、鈴木議員もおっしゃるように、必要に応じてが結構難しい問題で、ずっと議論しいかなければいけなかったりとかいうことが起こったときに、では、その評価はどうするのかということも、あり得る話になってくるので、やってみないと分からないところもあることはあるんですね。その辺りはどうするかということだと思います。

まだ、条文について議論をやっているときに、定期的だからって、じゃ、全部やりましょうということになっていくのかどうかということはあるかなということかなと、今、ちょっと思ったんですが、よろしいですか。

○斎藤議員 2年後の最後というんですけれども、では、3月定例会を終わってからやるのかなと。4年後は、2月定例会が終わってからやるんですかと。現実問題、多分、無理だと思うんです。2年かけて、3年目のどこかで、3月定例会があって、その年は人事がないので、4月、5月の間でやるとか、そういう幅を持たせないと、多分、そんな日程調整を含めて、現実問題として難しいんだと思います。理念的には分かりますよ。人事も2年なので、それが終わるところでやるというのはよく分かるんですけれども、現実問題も少し考えた方がいいと思います。

○片山議員 私は、2年ごとのところで各委員会の調査の報告も出しますよね。そういうイメージで思っていたものですから、定例会中というか、その前のところですか、例えば、もし2月の終わりから定例会が始まるとしたら、その前とか、議会が選挙のときはもう少し前倒しになるかもしれませんが、そういったようなことで考えていたところですよ。

○板倉議員 検証の中身に入った議論になったかなと思っています。今の片山議員の提案とい

うのは、委員会の中間報告とか、最新報告というときに、各会派が、例えば、議会基本条例については、この部分についてはこういう課題を残しているとか、ここを改善した方がいいとか、それを検証とするのか、このような、代表者会議みたいな、そういう場を検証ということになるのかという、一つの境目があるなと思っています。

初当選議員研修のところで、全議員を対象にするということになりましたね。そこでいろいろ、正副議長なり正副議会運営委員長から、議会基本条例の業務の説明があります。そのときに、議員を経験されている方は、この部分は現実と合っていないなとか、この部分は見直さなければいけないとか、多分、頭の中でチェックできると思うんです。それを2年間放置しておくということはないと思うんですね。そうすると、もしそこでチェックが出てくれば、最低限、初年度とか次年度あたりに検証作業に入らざるを得ないと思うんです。あとは、4年に1回は検証が行われるのかなと。初当選議員を含めて議員研修があるわけですから、そこでもう一度学ぶわけですから。自然体でいけば、その後は、必要に応じてになるのかなというのが、私の認識なんですね。

だから、中間報告なり最終報告の中にうたうという方法もありますけれども、基本は、初年度の研修の中でチェックをしていくという形になって、早期に対応を求めていくということになるのではないかなと。自然体でいくとそうなるのではないのでしょうか。

○小林議員 多分、検証の中身を議論しないと、タイミングの話にはならないかなとっていて、いろいろ、今も出たように、検証といっても、条文の細かいところを、これはいけないといって直すようなことは、条文ですから、それは事前に、制定する前に十分チェックして出さなければいけないものなので、検証して出てくるものというのは、新しい議会改革のテーマだとか、この条文

に沿っていない運営がされているとか、結構、大きなものだと思います。新しい議会改革の提案などだと、議会運営委員会で随時提案もできるという体制もあるという中で、どういうチェックになるかというところで、チェックをするまでが検証なのか、それとも、先ほども出ましたけれども、そこから出てきたものをどう対処するかという議論までを検証のワンクールとするかで、これもまた考え方が大きく違うと思います。

以前も出たように、塩尻市議会でしたっけ、新しいテーマが幾つかまとまって出たところで、また、特別委員会のような形で、こういう会議のバージョン2という形で新たに取り組むというような取組をされている議会もあります。その辺の認識をどこかで一致しないと、タイミングの議論にはならないというように思います。

○森戸座長 小林議員がおっしゃること、板倉議員もそうだったんですが、お話を聞きながら、その検証の意味というのはどこにあるのかなと、ちょっと思ったんですね。白井議員はPDCAだということをおっしゃっていて、やってみてどうだったのかということが必要だということですから、だから、条文に沿ったことについて、所沢市議会ではないですけども、やっているか、やっていないのかという、そのチェックだけであれば、それは簡単にできることですよ。しかし、条文の中身が、やはり、これはおかしいじゃないかということになると、その結果を受けてなのか、やりながらなのかになってくるんですけども、意味合いが違って来るなと思うんですね。やっているか、やっていないかの評価であれば、そんなに違いは出ないと思うんですけども、その辺りの、皆さんが抱いていらっしゃる検証のイメージですね。だから、生活者ネットワークが、1年間やってみて、条例が、やっているのか、やっていないのかというチェックだけだったら、すぐにできる話なんです。ただ、2年かけて、やってみてどう

だったかというチェックというのは、それも同じだとは思いますが、1年で全部こなすというのは、なかなか難しいですよ。例えば、参考人招致ですとか、公聴会ですとか、毎年できればいいですよ。（「毎年やるもんじゃない」と呼ぶ者あり）毎年やるものではないという意見。それをやっているか、やっていないかというチェックをかけていく、そのことで意識化して、じゃ、これはやってみようかという話になってくるかどうかというのもあるんだろうと思うんですけども、その辺り、ちょっと休憩して、もう少し皆さんの思っていることを自由に言っていただけないでしょうか。

休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時50分開議

○森戸座長 再開いたします。

今、休憩中の協議会の中で、どのように検証していくのかということのご意見を頂きましたが、まだ実践していないということもあって、そこをどのように具体的にしていくかを議論するのは難しいというご意見もありました。その点から見て、現時点では、一応、この条文にするということにしたいと思います。逐条解説は、定期的な検証と必要に応じての検証を盛り込むといたしたいと思いますが、よろしいですか。

問題は、検証の在り方については、実施した段階で考えていただくと。ただ、この議会基本条例策定代表者会議で議論してきたことがあります。2年に1回という方もあるし、毎年という方もいらっしゃるし、2年を経過して3年目でやったらどうかというご意見もありましたので、それらを踏まえて、その実施段階に検討していただくということで、いかがでしょうか。

では、そのようにさせていただきます。

それで、ちょっと時間が、あと7分ぐらいです

が、若干、先に進みたいんですが、よろしいですか。できる限り前に進みたいと思います。

次が、51の先例申合せのところ。次に掲げる原則を基本とするということであり。皆さんにご回答を頂いておまして、これはもう、読み上げていただいたんですか。（「まだです」と呼ぶ者あり）まだですよ。

ということで、ちょっと、各党派のご意見を頂いてよろしいですか。

では、自民党からお願いします。

○中山議員 ナンバー51、議会運営の原則につきましては、4号の下線、先例または申合せということで、これにつきましては、申合せという表現につきまして議論しまして、ここについては削除するというので一致いたしました。

○森戸座長 では、共産党、お願いいたします。

○水上議員 確か、議論の中身が、先例というのをここに載せると、では、先例を見せてくれといったときに、まとまったものがきちんとないということだったので、先例という言葉をちょっと載せるのがふさわしいかどうかというのがあったと思うんです。

申合せについては、ハンドブックの中で書かれているので、先例を削って、申合せ等とするというようにしたらどうかということです。

○森戸座長 公明党。

○小林議員 会議規則及び先例または申合せの部分は、会議規則及び要項等へ変更、そして、既に合意を踏まえて整理されている申合せについては、今回の議会基本条例制定作業に続いて、早急に規則や要項の中に盛り込んで整備する作業をするということで、先例、申合せは、基本的にはなくしていく、吸収していくという考え方であります。

○森戸座長 民主党。

○鈴木議員 賛否については「×」をつけさせていただきました。意見として、会議規則及び先例または申合せ、アンダーライン部分を削除し、その

会議規則に基づいてということではないかという意見です。

○森戸座長 それでは、みんなの党。

○百瀬議員 この先例、申合せについては、こういう表現は流山市の条例にあるというのに気がついたんですが、それを踏まえた上で、基本的には、アンダーライン部分の削除でいいとは思いつつも、そうすると、前段との整合性を考えたときに、4号を全て削除してもいいのかなというのが意見です。

○森戸座長 生活者ネットワーク。

○林議員 実態としては、先例または申合せという部分も参考にしながら議会運営がされていると考えているので、このままの条文でもいいかと思っておりますが、このままだと一致しそうにありませんので、もう少し皆さんの意見も伺いながら考えたいと思います。

○森戸座長 改革連合。

○五十嵐議員 「△」になっていますけれども、「×」でもいいんですけれども、先例またはの部分は削除して、申合せ等に基づいてにしたらどうかということです。

○森戸座長 市民自治こがねい。

○片山議員 基本的には、このまま先例または申合せという言葉を書いた方がいいとは思っていますが、ただ、一致するような形に持っていきたいと思っていますので、ただ、申合せ等ということになると、また等の説明がどこかで要るのかなとか、いろいろ考えると、どのような表現にした方がいいかは、ちょっと検討したいと思います。

○森戸座長 こがねい市民会議。

○斎藤議員 申合せ事項というものは、一定の議論をした上で、ハンドブックなどに出ている、その範囲についてという意味で、先例は、一覧表というものが無いと思いますので、先例のみだけ削除の方がいいと思います。

○森戸座長 小金井をおもしろくする会。

○白井議員 私も、先例を削除してはどうかと思っています。法的根拠がない先例なんかは、そのときの状況でいろいろ判断が変わってきたのではないかなと思いますので、そういう意味では、改めて条例に先例という言葉に記載しなくてもいいのではないかなという意見です。

○森戸座長 分かりました。ありがとうございます。

○飯田議会事務局次長 先例だけでなく、申合せ事項につきましても、積極的に公表しているところではございませんが、ただ、ちょっと問題かなと思っておりますのは、申合せという言葉がこちらに入りますと、会派代表者会議について申合せの中に入っていて、公開していない会議も申合せ事項の中にあるということが、ちょっと問題なのかなと思っております。

○森戸座長 ということであります。

全体は、先例は入れなくてもいいということでありまして、申合せも、先ほどの次長の説明から言うと、非公式のものも入っているということから、これは、全体として、先例または申合せについては削除する方向でどうだろうか。ただ、公明党がおっしゃっているように、今後、申合せなどを要項などに置き換えていくこともあるのかなと思います。それらは、これから検討することになりますので、とりあえずは削除するというところでどうでしょうか。みんなの党は、なじまないのであれば、第4号は全部削除だと、「丸々」と呼ぶ者あり）全体を。

○百瀬議員 他の自治体も調べたんですけれども、こういう議会運営の原則というところでは、理念のみ書かれているという条文も結構あったので、そういう意味では、全部なくても、第3号までで話は通じるので、いいのかなという意見です。

○森戸座長 第4号全体を削除ですね。

○片山議員 ちょっと、削除するということにつ

いては、全体削除も、この文言だけ削除ということについても、ちょっと、もう少し検討してもらいたいと私は思っていて、先例についても、先例集を作る、作らないといった話がどこかであったと思っています。作るべきだということもあるかと思ひますし、また、ハンドブックについて、会派代表者会議も、あらゆるところで、言葉で出てくるんですね。ですので、これについて、私はもう一回検討するべきだと、本来、思っているんですね。このままどこにも載せないでいくのかということについては、私は、もう一回どこかに立ち戻って検討すべきことではないかと思っていますので、申合せなども、ないような状況にしてしまうのはいかがなものかとは思っています。

○斎藤議員 すみません、これは、例えば委員会条例や会議規則に基づいてというのは当たり前のことなんですね。先例または申合せという言葉が入るから、この第4号は生きてくるので、そういう意味で言えば、百瀬議員が言うようなことがそうかなという感じもするんですけれども。

やはり、ここは議会の知恵として、申合せ事項ということで、せめて、一致していることに関して、公明党がおっしゃるような、要項を中に盛り込んでいくという形での運営というのもの、やはり、議会としての知恵として、また、先例というのを、条例の中に盛り込むというのは、ちょっといかがなものかと思うんですけれども、議会の運営として、先ほど言いました、議会の知恵として、全員の一致を見た上で先例を生かしていくというのは当然、あるんですけれども、これはなかなか、条例の中に盛り込むのは、私は、現段階では難しいと思います。

○森戸座長 先例は、先例集が公開されていれば、私は、載せてもいいのかなと思うわけですね。実際に、先例集を作っていらっしゃるところはあります。ただ、そこまでまだ行っていないのが小金井の現状なので。

○齋藤議員 白井議員がおっしゃっているように、その先例というのは、そのときどきの場合で、次が全くそれと同じ条件に当てはまるというものではないことが、多分、多いと思うんです。その先例というものを、言ってみれば武器にして自分の意見を通そうというようなことが、多分、起こることがあると思うので、私は、そこは非常に慎重に議論した方がいいと思います。

○森戸座長 分かりました。

どちらにしても、申合せ事項は、もう少し、齋藤議員がおっしゃるように、格上げをする必要がある。公明党がおっしゃっているような、要項まで格上げできるものは格上げしていくということが必要だと思うんですね。ただ、現状は申合せになっていて、条例に盛り込むところまで、申合せ事項についてもまだ行っていないのかなと。したがって、要項に格上げする段階でここに盛り込むということはあると思うんです。会議規則等として、等には要項も含むみたいに変更していくことはできると思うんですけれども、現状では、なかなかそこまで行き着かないかなと思うし、片山議員から、会派代表者会議をもう一度議論したらどうかというご意見もあるんですが、ちょっと、そこをまた議論すると、なかなか一致できないかなということもありまして、お気持ちは非常に分かりますが、現状の一致点のところで行うということで、先例または申合せを削除する方向で検討していただけないかなと思うんですね。

もう一回議論してほしいというお話なんですが、ちょっと、これ以上どうでしょうか、皆さん、議論が必要であれば、今日ではなくて、継続して議論をしていきたいと思うんですが。

○片山議員 今、別にこの場でということではなくて、全体を見直す中で、会派代表者会議であるとか、ハンドブックという言葉は今のところ削って、これを説明していくというのは非常に難しいというのが、恐らく、第1班の方なんかは思っ

ているかもしれませんが、そういったことが、これから全体を見る中でも、再び、多分浮き上がってくるのかなと思います。

○森戸座長 確かに、おっしゃるように、全体をもう一度見た中で、見直していかなければいけないところも出てくると思いますので、そこは議論しないということではなくて、継続して議論していくということで、残していきたいと思うんですが。削除するということでは、どうでしょうか、片山議員、一致はまだ難しいですか。

もう少し議論するというのであれば、今日は、現時点で継続したいと思うんですが。（「継続で」と呼ぶ者あり）継続で。はい、分かりました。

では、ナンバー51については、全体を削除する方向なのかなと思いますが、もう少し議論を進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、お昼になりましたので、今日はこの程度にとどめたいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 それでは、本日の議会基本条例策定代表者会議は終了したいと思います、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 ご異議なしと認め、本日は終了いたします。

午後0時06分閉会